

藤崎町行財政改革大綱

—みんなで創る心豊かな優しいまち—



町章：平成17年9月21日制定

平成17年10月
藤 崎 町

はじめに

平成17年3月28日に旧藤崎町、旧常盤村が合併し誕生した藤崎町は、新たな歴史に向けて歩み始めたところであります。

しかしながら、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、長引く景気の低迷や国の三位一体改革などによる厳しい財政状況の中で、今後の藤崎町は、新生・藤崎町にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していくことが強く要請されております。

そのためには、行財政改革の推進が最重要課題となっており、藤崎町行財政改革推進委員会で審議され、答申いただいた内容に基づき、策定したのがこの大綱であります。

また、この大綱は、新生・藤崎町の行財政改革の指針となるもので、町民の皆様と行政が一致、協力・協働して取り組んでいかなければその達成はありえないものであります。

今後、この大綱に基づき具体的な推進計画を定めてまいりますが、明日の藤崎町の飛躍を願って町民の皆様と町が一丸となり、お互いが知恵を出し合いながら特徴ある行財政改革を進めてまいりたいと考えております。

平成17年10月

藤崎町長 小田桐 智 高

目 次

I 行財政改革の必要性 · · · · ·	1
II 合併前の両町村における行財政改革の経過 · · · ·	2
III 行財政改革大綱の位置付け · · · · ·	3
IV 行財政改革大綱の目標年度 · · · · ·	3
V 行財政改革推進体制・進行管理 · · · · ·	3
VI 行財政改革体系図 · · · · ·	4
第1節 住民本位の行財政運営の確立 · · · ·	5
第2節 より質の高い行政サービスの推進 · · ·	6
第3節 職員の定員管理、給与・手当の適正化 · ·	7
第4節 人材育成等の推進 · · · · ·	8
第5節 外部委託の推進 · · · · ·	8
第6節 自主性・自立性の高い行財政運営の確保 · ·	9
語句の説明 · · · · ·	11

I 行財政改革の必要性

「ゆとりと豊かさが実感できる社会を実現する」(※)ことを目的とした地方分権時代の到来により、自治体は自らのことは自ら決定し、実行するという自主的、自立的な行財政運営が求められていると同時に、多様化、高度化する住民ニーズに対し、適切に対応できる柔軟で効率的な行政執行体制を整備・確立する必要があります。

昨今、全国の自治体においては、長引く景気低迷や国の三位一体改革の影響を受けて、財政構造はますます厳しいものとなっています。

本町においても、人々の生活の多様化、高度化などへの対応が迫られる中、大きな変革が求められており、特に財政状況は合併を終えた本町においても未だ深刻な問題であります。

しかしながら、住民の真の幸せと町の発展につながる未来を切り開き、次代を担う子どもたちへのかけがえのない「ふるさと藤崎町」を創り上げなければなりません。

本町が旧両町村それぞれの魅力を生かしながら、名実ともにひとつの町として発展していくためには、住民の願いに応えうる財政構造の改善や、また、住民と行政のあり方など、新しい時代に対応した行財政運営のシステムを早急に構築し、各種政策課題に対しても積極的な対応が緊急の課題となります。

さらに、本町が誕生した今、合併時の約束事を踏まえつつ、現時点での状況を加味し、町の政策や施策、事務事業全般にわたって総合的に検証を行い、効率的な行財政運営を図る必要があるため「藤崎町行財政改革大綱」を策定します。



※地方分権推進法（平成7年法律第96号、平成13年度末で失効）

第1条中地方分権の目的として規定

II 合併前の両町村における行財政改革の経過

● 旧藤崎町

- 昭和 60 年 9 月 藤崎町行政改革大綱策定
- 平成 7 年 12 月 藤崎町行政改革大綱策定
- 平成 11 年 1 月 藤崎町行政改革大綱改定
- これまでの主な取組
 - ・機構改革（住民課、保健福祉課の統合。経済課、建設課の統合。子育て支援課の新設等。）
 - ・スポーツプラザの管理業務委託
 - ・定員の適正化（職員数の削減：平成 12 年度から平成 16 年度の間に 11 名減）
 - ・旅費、各種手当の見直し（旅費全日当の減額、管理職手当の支給割合引下げ、特殊勤務手当の一部廃止・支給額の引下げ等）

● 旧常盤村

- 昭和 60 年 常盤村行政改革大綱策定
- 平成 7 年 11 月 常盤村行政改革大綱策定
- 平成 11 年 12 月 常盤村行政改革大綱改定
- 平成 14 年 2 月 常盤村行政改革大綱改定
- これまでの主な取組
 - ・課の統廃合（住民課、保健福祉課の統合、分離。建設課、公営企業課の統合。）
 - ・振替納税制度（町税等）の導入及び税の納期の増加実施
 - ・村立保育所の民営化
 - ・定員の適正化（職員数の削減：平成 12 年度から平成 16 年度の間に 5 名減）
 - ・旅費、各種手当の見直し（旅費全日当の減額・半日当の廃止、管理職手当の支給割合引下げ、特殊勤務手当の一部廃止・支給額の引下げ等）

以上のように、これまで行政改革に積極的に取り組み、行政全般を見直し効率的・効果的な行財政運営に努めてきました。

また、最大の行政改革ともいえる町村合併に取り組み、平成 17 年 3 月 28 日に藤崎・常盤両町村が合併し、新しい藤崎町となったことがあげられます。

III 行財政改革大綱の位置付け

行財政改革大綱は、第1節から第6節までの6節からなる推進項目を基本とし、時代の要請に応じた藤崎町の行財政改革を進める指針となるものです。

IV 行財政改革大綱の目標年度

平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

V 行財政改革推進体制・進行管理

①行財政改革推進本部

組織 ○本部長：町長 ○副本部長：助役、収入役、教育長
○本部員：各課及び委員会の課長等 計24名

②行財政改革推進委員会

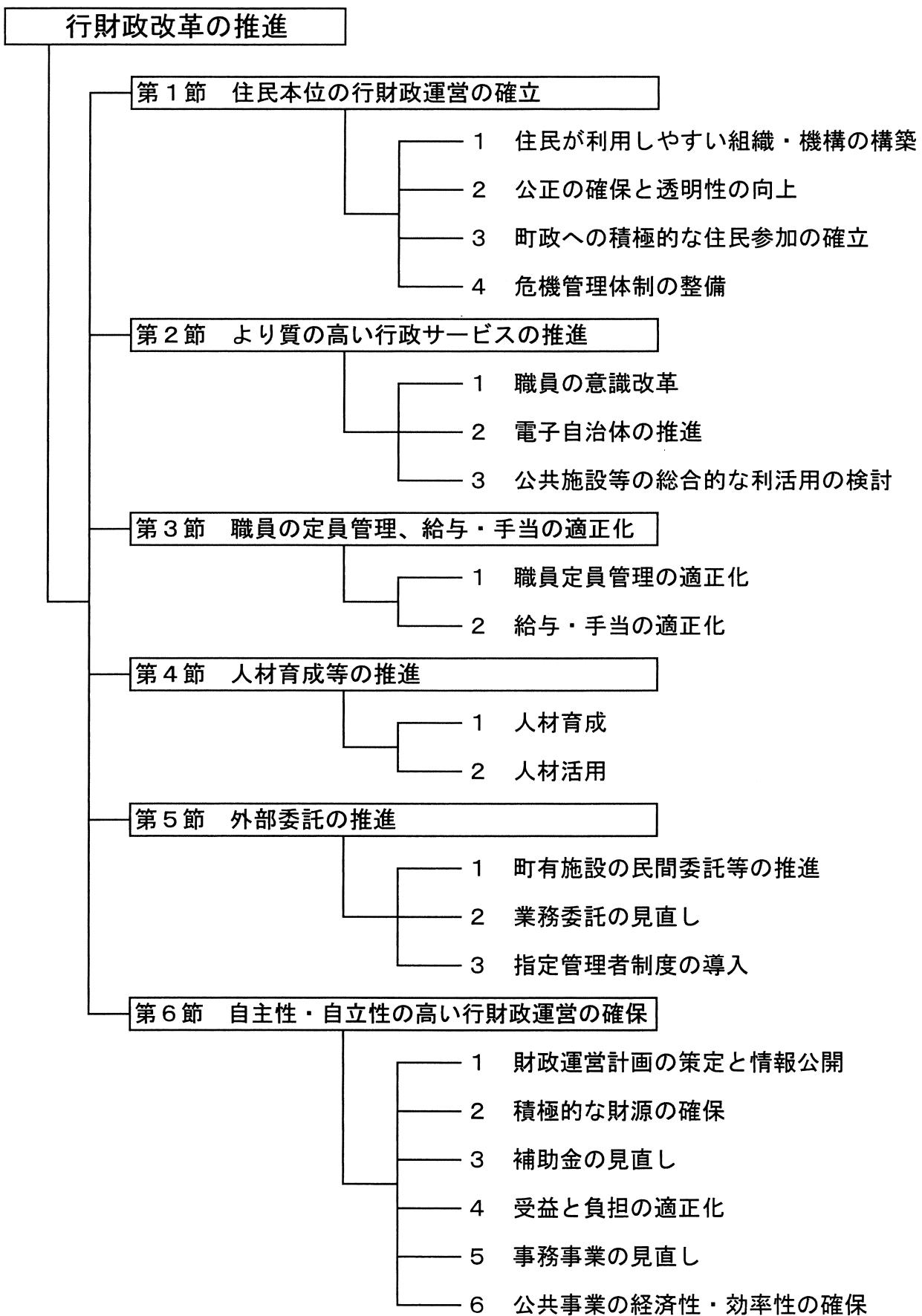
組織 ○町政について優れた見識を有する者 計11名

住民の意見を反映するための行財政改革推進委員会の審議、意見を踏まえながら行財政改革推進本部を中心に、行財政改革を推進します。

大綱の推進にあたっては、速やかに推進計画を策定し、行財政改革推進本部において、進捗状況を点検・評価するとともに、定期的に行財政改革推進委員会に報告し、必要に応じて見直しを行い、その実施状況については、広報等を利用し、定期的に公表を行います。

また、行政を担う職員は、最小の経費で最大の効果を挙げる地方公共団体の基本的理念を再認識し、行政サービスの確保に十分配慮しながら、常に社会情勢の変化に対応できうる力を涵養し、公務員としての自覚を持って行財政改革の推進に努めるものとします。

VI 行財政改革体系図



第1節 住民本位の行財政運営の確立

1 住民が利用しやすい組織・機構の構築

「住民主役のまちづくり」を行うため、現在本町が抱える諸問題について、現状と経過を踏まえながら積極的に検討し、住民にとってわかりやすく、適切に行政サービスを提供できる組織体制の構築に取り組みます。

また、支所については、住民に身近な行政機関として、地域性、住民の利便性及び財政状況を考慮し、そのあり方を検討します。当面は、本庁と支所の業務体制の整合性を図り、各部署の業務内容をわかりやすく整理し、住民にとって利用しやすいものとします。

◎取組事項

- (1) 組織機構の見直し、再編を検討します。
- (2) 支所の業務体制を見直し、機能の整備を図ります。
- (3) 住民が利用しやすい窓口業務の構築へ取り組みます。

2 公正の確保と透明性の向上

行財政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利保護のため行政手続条例等の適切な運用に努めます。

また、住民の理解と協力を得て町政を進めるための情報公開制度の適切な運用を行い、積極的な情報提供に努めます。

さらには、町政の透明性、公正性をより推進するため、外部監査制度（※1）の導入を検討します。

◎取組事項

- (1) 住民の権利利益の保護強化へ取り組みます。
- (2) 町の諸活動の積極的な情報提供を図ります。
- (3) 外部監査制度（※1）の導入を検討します。

3 町政への積極的な住民参加の確立

「住民主役のまちづくり」を進めるうえで、女性や若年層を含めた多くの住民が公共的なサービスのさまざまな分野でより効果的な協働の取り組みが行えるよう環境を整備します。

また、町政や行政運営などに対して、住民が意見や提案のできる制度の導入を検討します。

※1 語句の説明参照（P11）

◎取組事項

- (1) 女性や若年層及び公募による各種委員への登用を推進します。
- (2) 住民と行政との協働を推進するための体制づくりに取り組みます。
- (3) 意見箱の設置やパブリックコメント制度（※2）の導入を検討します。

4 危機管理体制の整備

地震、風水害のみならず、鳥インフルエンザ、ごみ不法投棄、油流出に伴う河川汚染等々、不測の事態、非常時に迅速で的確に対応し得る危機管理体制を整備し、住民の生命、身体、財産の保護に取り組みます。

◎取組事項

- (1) 地域防災計画及び国民保護計画（※3）を策定し、併せてその内容を公表し周知を図ります。
- (2) 防災行政無線をデジタル化し、非常時における情報伝達の強化を図ります。

第2節 より質の高い行政サービスの推進

1 職員の意識改革

社会の変化や多様化する住民ニーズを先取りし、自ら考えて実行に移すことができる意欲的・行動的な職員、また、常に自己の仕事に問題意識を持ち、豊かな発想で改革や合理化に積極的に取り組み、住民の期待と要望に応えていこうとする職員への意識改革に取り組みます。

◎取組事項

- (1) 意識改革を図るための研修を実施します。
- (2) 職員提案制度の積極的な活用を図ります。

2 電子自治体の推進

住民と行政が情報を共有するためのシステムを構築し、住民生活において必要なサービスを迅速かつタイムリーに提供します。

また、庁内情報システムを活用し、意思決定の迅速化や行政運営の効率化を図るとともに情報システムの信頼性や安全性、個人情報の保護等の対策に取り組みます。

◎取組事項

- (1) ホームページへ各種申請書の様式を掲載します。
- (2) 住民サービス向上のための総合的な行政システムを整備します。

※2、※3 語句の説明参照（P 11）

3 公共施設等の総合的な利活用の検討

公共施設（集会施設、文化・体育施設、福祉施設等）について、その業務内容等を見直し、住民ニーズに適合した運営を目指すとともに、休館日・開館時間等を見直し、住民が利用しやすい運営形態を検討します。

また、町内会等の集会施設については、町の財政負担を含めた維持管理形態に違いがあるため、施設規模等を考慮し、統一化を図ります。

◎取組事項

- (1) 休館日、開館時間等の見直しを検討します。
- (2) 町内会等の集会施設について、維持管理形態の統一を図ります。

第3節 職員の定員管理、給与・手当の適正化

1 職員定員管理の適正化

定員適正化については、これまでも旧両町村で職員数の削減に取り組んでおり、過去5年間^(注)で両町村合計27人の削減を図ってきたところです。今後、更に簡素で効率的な行財政運営システムを確立するため、職員総数で211人を目標に設定し、積極的な定員の適正化に努めます。

また、職員定員の算定にあたっては、事務事業の見直し、臨時職員等の活用のあり方、さらには将来の組織を支える職員構造のあり方を検討し、財政の健全化と公共サービス向上の均衡を保ちつつ、本町の特性を踏まえた適正な定員を設定します。

(注)：過去5年間は平成12年4月1日と平成17年4月1日現在の比較

◎取組事項

(1) 定員適正化計画

【計画期間】	平成17年度から平成21年度までの5年間 (平成17年4月1日から平成22年4月1日)
【対象部門】	全部門（一般行政・教育・公営企業等部門）
【対象職員】	228人（平成17年4月1日現在）
【適正化目標】	△17人（期間適正化率7.46%）
【適正化方法】	組織機構の簡素・効率化、民間委託の推進、事務処理の効率化、事務事業の見直し等

- (2) 臨時職員の再編・合理化に努めます。
- (3) 効率化制度の見直しを図るとともに、対象者に対して制度の周知を図ります。

2 納入・手当の適正化

職員給与については、社会経済情勢の変化や国の地方公務員制度改革の動向を踏まえ、支給水準の適正化を図り、各種手当・旅費制度については、その内容を吟味し、制度の趣旨に合致しないものについては、廃止を含め抜本的な見直しに取り組みます。

◎取組事項

- (1) 社会経済情勢の変化や国の地方公務員制度改革の動向を踏まえた給与制度の見直しを行います。
- (2) 各種手当等について適切な見直しを行います。
- (3) 旅費制度の見直しを行います。

第4節 人材育成等の推進

1 人材育成

多様化する行政需要の担い手である職員には、これから先、政策形成能力、法務能力等がより一層求められるため、多様な研修機会の提供や研修レベルの向上を図り、人材の計画的育成に取り組みます。

◎取組事項

- (1) 人材育成基本方針を策定し、総合的な人材育成に努めます。
- (2) 民間派遣等を含めた各種研修制度の充実を図ります。

2 人材活用

多様に法制度化される雇用形態に迅速に対応し、常勤職員の任用だけでなく専門的な知識、経験または優れた見識を有する人材の行財政運営への活用に取り組みます。

また、職員の士気を高め、職場を活性化するため、限られた人材の中での才能や能力の有効活用へ取り組みます。

◎取組事項

- (1) 新たな任用制度の活用を検討します。
- (2) 職員能力の有効活用に努めます。

第5節 外部委託の推進

1 町有施設の民間委託等の推進

事務事業の必要性を見極める中で、町が事業主体として実施すべき業務であっても、「民間が行ったほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せること」を基本に民間委託を推進します。

また、町がその事業主体として継続していく必要性が失われている、または、乏しくなっている事務事業は民間への委託を検討します。

◎取組事項

- (1) 体育施設、福祉施設等の町有施設について民間委託・民間移譲等の可能性について検討します。

2 業務委託の見直し

行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、事務事業については、これまで積極的に外部委託をしてきましたが、より一層の効率化を図るため、行政の内部管理業務等新たな分野における外部委託の可能性を検討します。

また、現在委託している事務事業についても、その内容を再検証し、見直しを検討します。

◎取組事項

- (1) 学校給食業務等新たな分野における外部委託を検討します。
- (2) 現在委託している清掃業務等を再検証し、見直しを検討します。

3 指定管理者制度の導入

公の施設（※4）の管理について、その設置目的を損なうことなく適切な管理を確保したうえで、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度（※5）の導入を検討します。

◎取組事項

- (1) 公の施設（※4）へ指定管理者制度（※5）の導入を検討します。

第6節 自主性・自立性の高い行財政運営の確保

1 財政運営計画の策定と情報公開

国の「三位一体の改革」（※6）による地方交付税総額の急激かつ大幅な削減など、本町財政にとって一層厳しくかつ不透明さが増す環境変化の中、中長期的な視点に立った財政運営計画を策定するとともに、将来への負担も配慮し、的確な財政分析と情報公開等によって、わかりやすく透明性の高い行財政運営を推進します。

◎取組事項

- (1) 財政運営計画及びバランスシートを策定し、公表します。

※4、※5、※6 語句の説明参照（P12）

(2) 投資的経費（※7）の抑制を図るため、公共事業の優先度を検討します。

(3) 公債費の平準化（※8）対策へ取り組みます。

2 積極的な財源の確保

厳しい財政環境の下にあって、行政コストの削減等に積極的に取り組む一方、歳入確保の方策についても積極的に取り組みます。

◎取組事項

(1) 町税の収納率向上対策を強化し、収納率の向上を図ります。

(2) 未利用財産等の有効活用や売却を積極的に進めます。

(3) 新たな自主財源について導入を検討します。

3 補助金の見直し

補助金については、一度交付すると固定化や既得権化しがちであるため、補助金本来の意義、必要性、効果等について、再度検討するとともに、終期を設定するなどの措置を講じて補助金総額の抑制に努めます。

◎取組事項

(1) 事業効果、実績等を考慮した補助金の見直しを図ります。

(2) 補助金の終期設定を検討します。

4 受益と負担の適正化

各種行政サービスに係る適切な受益者負担のあり方を踏まえ、行政サービスの受益に応じた負担の公平という観点から、現行の使用料及び手数料の額の見直しを行うとともに、新たな受益者負担について検討します。

◎取組事項

(1) 現行の使用料、手数料等の見直しを検討します。

(2) 適正な受益者負担について検討します。

5 事務事業の見直し

限られた財源、限られた人員の中で新たな行政需要に対応していくためには、施策の自己評価を行い、行政関与の必要性、効果等を十分吟味して縮小、統合等の見直しを行う必要があり、その手法として行政評価制度（※9）の導入を検討します。

また、定例的に行われている事業について、その必要性を十分吟味し、

※7、※8、※9 語句の説明参照（P 12）

整理・合理化を検討するとともに、日常経費についてもこれまで以上に削減を図ります。

◎取組事項

- (1) 行政評価制度（※9）の導入を検討します。
- (2) 事務事業の整理合理化を検討します。
- (3) 日常経費の削減強化を図ります。

6 公共事業の経済性・効率性の確保

公共工事の立案・設計から施工の完了までの各過程について、総合的なコスト縮減の観点から見直しを行い、地域の実情にあった制度・基準の導入、市場価格の設計積算単価への適切な反映などにより、公共工事のコスト縮減を図ります。また、入札や契約手続きについて多角的に検証し、より一層の改善を図ります。

◎取組事項

- (1) 公共工事コスト縮減へ積極的に取り組みます。
- (2) 契約及び入札制度の多角的な検証を行います。

語句の説明

※1 外部監査制度

現行の監査制度とは別に、町長が公認会計士や弁護士等の中から選任された外部監査人と契約を締結し、財務等についての監査を実施するもの。

全体的な監査を委託する包括外部監査と特定の案件毎に契約する個別外部監査の2種類がある。

※2 パブリックコメント制度

町が重要な政策を決めるときに、その原案を住民に公表し、住民から寄せられたご意見・情報を政策形成に反映していく制度。

※3 国民保護計画

平成16年に施行された「国民保護法」（正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）に基づき、日本が武力による攻撃を受けた場合、または、大規模テロ等があった場合に備え、国、都道府県、市町村が住民を守るためにあらかじめ定める計画。

※4 公の施設

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設。（集会所、公民館、体育館、公園等）

※5 指定管理者制度

公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で、公共的団体や民間事業者等を管理者として指定し、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上を図るとともに、管理経費の縮減等を図る制度。

※6 三位一体の改革

「地方が決定すべきことは地方自らが決定するという地方自治本来の姿の実現」に向け、

①国庫補助金・負担金の改革

概ね4兆円程度の国庫補助金・負担金を廃止・縮減すること。

②税源委譲等

基幹税の充実を基本に、国から地方へ税源の委譲を行うこと。（廃止する国庫補助金・負担金の中で、地方が引き続き実施する必要があるものについては、税源を移譲すること。）

③地方交付税の見直し

真の地方財政の自立を図るため、地方財政における地方交付税への依存を低下させること。（総額の抑制、算定の改革、不交付団体の増）

上記三つを同時一体で改革すること。

※7 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設などに要する経費のことで、その支出の効果が将来に残るものに支出される経費。

※8 公債費の平準化

現在起こしている起債を再検証し、より利率の低い起債に借り換え等することにより町の負担を少なくすること。

※9 行政評価制度

行政が住民に提供している様々なサービスについて、具体的な数値目標をたてて取り組み、成果を客観的に評価し、その結果を次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させることで行政サービスの継続的な向上を図る仕組み。